

生駒市条例第32号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月1日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 生駒市白庭台地区整備計画区域の項中「平成18年9月29日生駒市告示第191号」を「平成21年3月16日生駒市告示第29号」に改め、同表生駒市高山学研地区整備計画区域の項中「平成11年4月1日生駒市告示第47号」を「平成21年6月30日生駒市告示第121号」に改め、同表生駒市（仮称）東白庭地区整備計画区域の項を次のように改める。

生駒市上町台地区整備計画区域	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示された平成21年7月31日生駒市告示第139号に定める大和都市計画生駒市上町台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第2 生駒市（仮称）東白庭地区整備計画区域の部低層専用住宅地区の項を削り、同部沿道利用地区の項の前に次のように加え、同部を同表生駒市上町台地区整備計画区域の部とする。

<p>低層専 用住宅 地区 A</p>	<p>次に掲げる建築物以外の 1 建築物（法別表第2(イ)の 項第1号に別表第1号に 基づき、住宅を除去する おいて、別表第3(ア)項に 掲げる住宅、幼稚園、保 育所、公民館、集会所、 診療所、患者の収容施設 を巡る巡回診療所、これ らに類するもの、その他 の建築物に附するもの 6 前各項に掲げるもの</p>	<p>165 平方 メートル</p>				<p>9メ ートル</p>
<p>低層専 用住宅 地区 B</p>	<p>次に掲げる建築物以外の 1 建築物（法別表第2(イ)の 項第1号に別表第1号に 基づき、住宅を除去する おいて、別表第3(ア)項に 掲げる住宅、幼稚園、保 育所、公民館、集会所、 診療所、患者の収容施設 を巡る巡回診療所、これ らに類するもの、その他 の建築物に附するもの 6 前各項に掲げるもの</p>	<p>165 平方 メートル</p>	<p>の平成27年1月1日計に 対し、13号に示す線にて 建築するものは、 壁は2月3日告示第9 号(2)に示す線にて ない。 外面成7日告示第3 号に示す線にてない。</p>	<p>等心長合3ト下の 壁中の線が1以 下の線に計ても ない。</p>		<p>9メ ートル</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。